

消防予第 128 号
平成 3 年 6 月 24 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

自動火災報知設備の炎感知器の設置に係る技術上の基準の運用について(通知)

平成 3 年 5 月 28 日付けで公布された「消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」(平成 3 年自治省令第 20 号)の施行については、「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成 3 年 5 月 29 日付け消防予第 115 号)により、通知したところであるが、自動火災報知設備の炎感知器の設置に係る技術上の基準の運用について、今般、下記のとおり定めたので通知する。

貴職におかれては、これらの運用に遺憾のないよう特段の配慮をされるとともに、管下市町村に対しても、この旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

1 警戒区域の一辺の長さについて

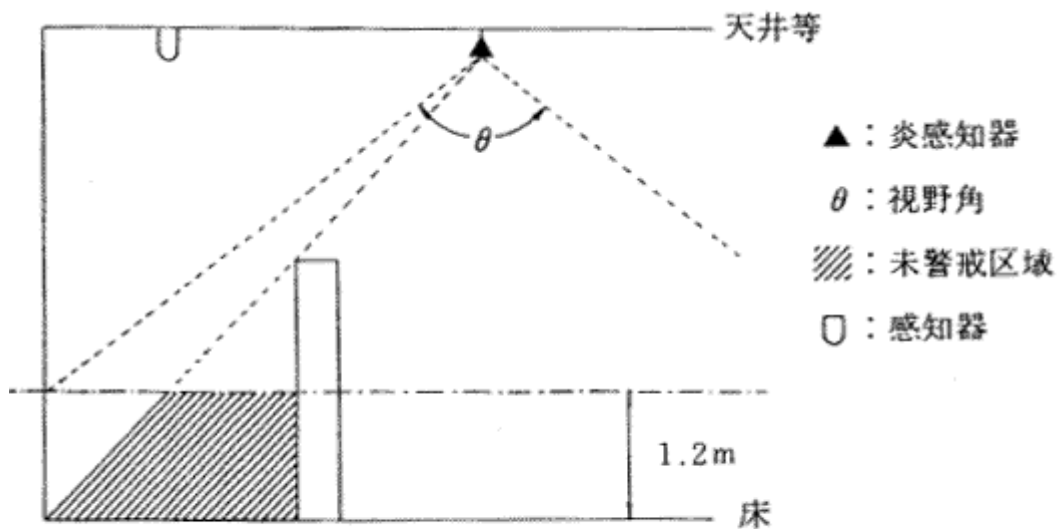
炎感知器は、「消防法施行規則の一部を改正する省令等の運用について」(昭和 60 年 2 月 28 日付け消防予第 42 号)第 3、1 に定める警戒区域の一辺の長さについて、光電式分離型感知器以外の感知器として取り扱って差し支えないこと。したがって、主要な出入口からその内部を見通すことができる場所にあつては、消防法施行令(以下「令」という。)第 32 条を適用して、警戒区域の一辺の長さを 100m 以下とすることができるものであること。

2 設置上の取扱いについて

(1) 消防法施行規則(以下「規則」という。)第 23 条第 4 項第 7 号の 4 ハの規定に定める障害物等により有効に火災の発生を感知できないとは、感知障害となり、かつ、床面からの高さ 1.2m を超える障害物等が設けられていることをいう。なお、この場合の炎感知器の設置は、以下の例によること。

ア 監視空間を超える障害物等がある場合

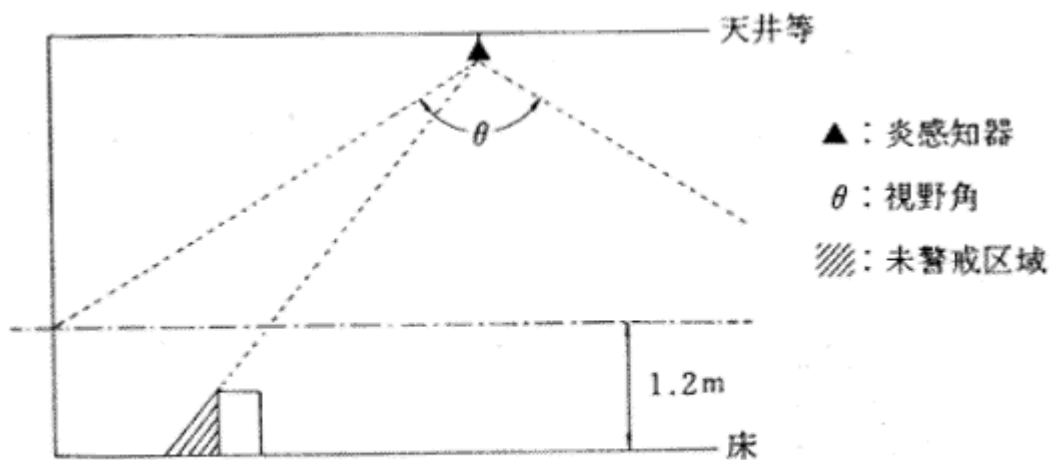
図一に示すように監視空間を超える障害物等がある場合は、監視空間内に一定の幅の未警戒区域ができるため、当該未警戒区域を警戒する感知器を別に設置する必要があること。



図一 監視空間を超える障害物等がある場合

イ 障害物等が監視空間内の場合

図二に示すように監視空間内に置かれた高さ1.2m以下の物によって遮られる部分は、感知障害がないものとして取り扱って差し支えないこと。



図二 障害物等が監視空間内の場合

(2) 感知器は、屋内に設ける場合にあつては屋内型のものを、屋外に設ける場合にあつては屋外型のものを、道路トンネルに設ける場合にあつては道路型のものを設置すること。ただし、文化財関係建造物等の軒下又は床下及び物品販売店舗等の荷さばき場、荷物取扱場、トラックヤード等の上屋の下部で雨水のかかるおそれがないよう措置された場所に設ける場合は、屋内型のものを設置することができること。

(3) 上屋その他外部の気流が流通する場所又は天井等の高さが 20m 以上である場所で、当該場所が用途上可燃物品の存置が少ない等により、火災発生の危険が著しく少ない場合又は火災が発生した場合延燃拡大のおそれが著しく少ないと認められる場合は、令第 32 条を適用して、感知器の設置を免除して差し支えないこと。

(4) 規則第 23 条第 5 項第 6 号の規定により、地階、無窓階及び 11 階以上の部分に設置する感知器として炎感知器が加えられたが、当該部分が駐車のために供されている場合は、炎感知器を設置するか、又は、令第 32 条を適用して、同条第 6 項第 1 号に定める高感度の熱感知器を設置できること。

(5) 高さ 20m 以上の高天井等の場所に、当該場所の火災を感知する感知器として、「消防防災システムのインテリジェント化の推進について」(昭和 62 年 2 月 17 日付け消防予第 25 号)による消防防災システム評価制度において、その機能の優良性が評価されたものが設置されている場合又は既に設置された光電式分離型感知器等の有効性が確認されている場合は、令第 32 条を適用して、引き続き当該感知器の設置を認めて差し支えないものであること。

(6) 炎感知器は、文化財関係建造物等の軒下等に設置することにより、放火等の火災を早期発見することに有効なものであること。

(7) 炎感知器は、劇場、美術館、体育館等の大空間における火災を、従来の熱感知器又は煙感知器に比べ、早期に感知できる可能性が高いものであること。

3 その他

炎感知器は、平成 3 年 6 月 1 日より検定対象機械器具等として取り扱うこととされたが、検定合格品としての表示が附された当該感知器が市場に供給されるには、多少の期間を要するものであること。